

船橋市東部公民館主催事業「仕事もプライベートも変わるプロから学ぶ話し方講座」 オンライン参加規約

1. 目的

船橋市東部公民館主催事業「仕事もプライベートも変わるプロから学ぶ話し方講座」(以下、当該事業)を開催するにあたり、オンラインで参加する者について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

- ①Webex 当該事業で利用するWEB会議サービス(クラウド型ビデオ会議サービス)
- ②利用者 当該事業におけるWEB会議サービスを利用するすべての者
- ③参加者 利用者のうち、当該事業に参加する者
- ④インターネット回線 利用者が電気通信事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービス

3. Webexの利用

当該事業は、Webexを利用して参加することができる。Webexの利用にあたっては、別途Webexの利用規約が適用される。また、当該事業参加中は、Webex上で顔・ユーザー名(表示名)が公開された状態となる。本規約をよく確認し、同意の上で利用すること。Webexの利用にあたり、発生した損害について船橋市東部公民館は一切の責任を負わないものとする。

4. 必要な環境

- ①参加者は、Webexの利用で必要となるインターネット回線、インターネット回線に接続できる端末(パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット等)及び同端末で利用するWEBカメラ、マイク、スピーカー等の準備を行う。また、利用に係る費用は参加者の負担とする。
- ②参加者は、利用する端末(OS)に応じて必要なWebexのソフトウェアをあらかじめインストールする。
- ③参加にあたっては、参加者が準備したインターネット回線及び環境に不具合があった場合、当該事業に参加できないことをあらかじめ承諾するものとする。

5. アドレス等の管理

- ①参加者は、Webexの提供者が定める規約等を遵守し、Webexの利用に係るアドレス及びミーティング番号、パスワード(以下「アドレス等」という。)を、当該事業に参加しない第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならない。
- ②アドレス等の管理不十分、利用上の過誤、及び第三者の不正利用等による損害の責任は、その一切を参加者が負うものとする。

- ③参加者がアドレス等を紛失し、又は盗まれたとき、及びそれが原因で第三者にWebexの不正利用、又はWebex用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに船橋市東部公民館にその旨を連絡するとともに、船橋市東部公民館から指示がある場合は、これに従うものとする。

6. 禁止事項

参加者は、次に規定する事項を行ってはならない。これらに違反した場合、船橋市東部公民館は、参加者を当該事業から強制退去としたり、以後の参加を断ることがある。

なお、参加者の違反行為による損害の責任は、その一切を参加者が負うものとする。

- ①有害なコンピュータプログラム等を、送信または書き込む行為
- ②第三者の著作権、肖像権、その他の知的財産権を侵害する行為
- ③第三者を差別、誹謗中傷、脅迫し、又は名誉を傷つけるような行為
- ④当該事業の映像、写真、音声をSNSなどに投稿する行為
- ⑤第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為
- ⑥事実に反する情報、または意味のない情報を書き込む行為
- ⑦公序良俗に反する内容の情報、文章及び図形等を、他人に公開する行為
- ⑧Webexの利用に不要な個人情報を他人に公開する行為
- ⑨その他法令に違反する行為
- ⑩Webexの提供者が定める規約等に違反する行為

7. 賠償責任

当該事業に関連して参加者と第三者との間に紛争が発生した場合には、参加者は、自身の責任と費用で当該紛争を解決するものとし、船橋市東部公民館に損害を与えることのないようにする。

8. 免責事項

- ①船橋市東部公民館は、当該事業におけるWebexの利用に関して、参加者が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。
- ②船橋市東部公民館は、参加者が当該事業におけるWebexの利用によって、他の参加者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わない。

9. その他注意事項

- ①船橋市東部公民館がやむを得ないと判断した場合、内容の一部または全部を中止とする場合がある。
- ②当該事業は、実施内容の特性上参加者の全員の肖像が画面上に表示される。
- ③当該事業に関する各種問合せは、船橋市東部公民館（047-477-7171）まで連絡すること。
- ④この参加規約に定めるもののほか、当該事業の参加に関し必要な事項は、チラシや案内メール等で確認すること。